

## 別記様式

## 議 事 録

[illegible]

| 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 委員長挨拶</p> <p>委員長：計画では、本日ですべての項目の審議が終了する。後ほど、全体を通しての意見も伺うので、忌憚のない意見を寄せていただくようお願いしたい。</p>                                                                                                      |
| <p>2 議事について</p> <p>委員長：前回の会議における審議事項提出を依頼していた不納欠損とモニタリングに関して資料の提出があった。説明をお願いします。</p> <p>税務課：税務課で扱っている市税と国民健康保険税に関しては、不納欠損は徐々に減っている状況であるが、平成 30 年度及び令和元年度については、特に高額な滞納で回収不能な方がいたので、額が大きくなっている。</p> |

委員長：不納欠損についての目標はあるのか。

税務課：収納率と同じで不納欠損は0が理想だが、できる限り減少させるというところで動いている。

委員：平成元年度の保育料における不納欠損額の200円とは何か。

副委員長：分納の額かもしれない。

事務局：担当課に確認させている。後程回答する。

委員：資料を作った場合、極端に数字がおかしいものについては理由を用意しておいてほしい。

委員長：平成30年度の保育料における不納欠損額の2人で27万円というのも大きいように感じる。

事務局：保育料については、延長保育料であり、債務者が市外転出の後、所在不明となった事案とのことだった。

委員長：他は良いか。次にモニタリングについて説明をお願いします。

協働安全課：市が作成した指定管理モニタリングマニュアルに基づいて実施したモニタリングの結果と、これまで協働安全課で独自に市民プラザと市民活動支援センターを業務委託するに当たって行ってきたモニタリングの結果の資料を用意した。このうち、評価対象の業者に委託している業務は、市民プラザの受付業務と、市民活動支援センターの運営業務であるため、評価項目のうち、保守点検及び清掃等業務については、評価対象としていない。指定管理者モニタリングマニュアルに基づいて行ったのは昨年度から、協働安全課独自のモニタリングについては、細かく評価し、受託業者に通知し、改善等を求めている。

委員長：保守点検及び清掃業務は、市民プラザ及び市民活動支援センターの委託の範囲外で前年度実績がないということだが、サービスの安定性に関する評価がないのは、指定管理者でないからということか。

協働安全課：業務委託であるので、評価項目から外している。補完するものとして、独自のモニタリングにおいて別に評価を行っている。

委員長：業務委託なので、事業内容の評価は独自に行っているというところである。

副委員長：指定管理者モニタリングマニュアルに基づくモニタリングの資料の中で、団体の経営状況の自己資本比率とあるのは、ローカルワイドウェブいわゆる総資本のうちの市民プラザに費やす比率か。

協働安全課：ローカルワイドウェブいわゆる、他に業務を受託していないので、数字については市から委託している市民プラザの管理と市民活動支援センターの運営の2つの業務を基にしたものと思われる。

副委員長：自己資本比率が低いのは何故か。ローカルワイドウェブいわゆるが他に業務があればそうだが、市民プラザに関連する2業務だけを行っているなら100に近いはずと思った。

協働安全課：ローカルワイドウェブいわゆるの運営について、そこまで詳しくは把握していない。

委員長：NPO法人の事業報告は持っているのか。

協働安全課：任意で提出してもらっている。

委員：委託されたのは平成 30 年からか。

協働安全課：委託自体は 9 年程前から始まっている。3 年毎に公募をしてプロポーザルで契約後進をして、応募の中から委託業者を決定している。

委員：委託業者は変更されているのか。

協働安全課：変更はない。

委員：2 年前からの実績だと事業の前後関係が分かりづらいとも思った。民間活力の活用と経費削減もあると思うが、平成 23 年から委託をしたのであれば 10 年くらいの実績で委託した効果は経費としてもあったのか。

協働安全課：平成 30 年度に契約更新をしているが、その際に内容を踏まえて委託料を上げた状況がある。夜 9 時 30 分まで開けているので、特に人件費が原因となったものである。

委員長：委託の目的として経費の削減もあるが、夜 9 時 30 分までの開館など、行政では難しい課題に対応してほしいという思いもある。団体向けの講座をもっとやってほしいというのがモニタリングの結果である。その上で、新型コロナウイルスによる影響や、人員不足であれば、経費としてそれを見ていくという事で、官製ワーキングプアを生み出すことは避けたいということなのだろうと思う。

協働安全課：モニタリングの結果を翌年度に反映できるよう指導等していくという活用方法をしている。

委託：委託業者の評価として、委託する以上は、コストがどれだけかかるが、効果があったが、ニーズを満たしているか両面の評価があると思う。委託業務としての効果はコストでみるものではないか。

協働安全課：直営と比較できる方法があれば検討する。市民の利便性を高めるという目的については、市民アンケートをとっている。それを分析して役立てることができると思う。

委員：民間活力の活用は大きな課題となるので、評価をしっかりとしないと、直営の方が良かったというようなことにもなりかねない。コストが減ったのであれば、他の業務の参考ともなる。

委員長：モニタリングは必要であるし、実際の委託に当たっては費用対効果も考慮しなくてはならないということである。委託業務であると費用対効果が見づらい部分もあるかもしれないが、官民のサービス比較は意識をしなければならないのだろうと思う。コスト換算したときに、官の方が人件費的には高いのはそうだが、市民の満足度とも併せて官と民のどちらが良いかというところをモニタリングの結果と合わせて見ておく必要があるのだろうと思う。

消防本部総務課から資料に基づき下記について説明があった。

## 5 救急業務の高度化

（事前に提出された意見・質問について）

- ・令和元年度の実施効果によると、「2人の救急救命士の運用を開始し」とあるが、令和元年度の実績を見ると「養成研修1人、救急救命士の資格を持つ職員が1人退職」となっているのは何故か。

総務課：令和元年度実施効果に記載のある運用開始した2人は、平成30年度の養成者1人、平成29年度に救急救命士の資格を取得の上で採用された者が1名となっている。養成は約半年の研修と、例年3月の国家試験の受験が要件である。救急救命士の運用には、試験合格後、就業前研修と包括下除細動に係る運用教育が必要なため、養成から運用までは年度を跨ぐこととなる。また、養成とは別に、救急救命士の資格を取得の上採用された者は、他の新規採用職員と同様の研修を受講した上で、採用後3年目以降、できるだけ早い段階で運用を開始するようにしている。令和元年度の養成者の運用開始は、令和2年度である。退職者については救急救命士の資格を持って平成30年度に採用された者で、運用開始前であり、運用救急救命士数の認定件数には含まれていなかったが、救急救命士の状況を示すために記載したものである。

- ・令和2年度の計画では、認定資格6件を取得させるとなっている。従って、令和元年度が44件なので計50件が目標と思うが、年度目標では令和2年度が49件となっている。この差は何か。

総務課：目標と計画を立てた時期の相違によるもので、先に立てた目標においては、平成30年度に採用した救急救命士の数を含んでいなかったが、状況が整ったので、令和2年度の計画に加えたものである。令和2年度の計画を達成すると運用者数が14人、認定資格が50件となるものである。

消防署から資料に基づき下記について説明があった。

### 32 救命知識・技術の普及啓発による救急救命率の向上

（事前に提出された意見・質問について）

- ・バイスタンダーのCPR実施率を向上させるには地道で継続的な取り組みが必要となる。令和元年度の実施率が目標を大きく下回っているのは、そもそも年度目標の設定が甘いからなのではないか。

消防署：バイスタンダーCPR実施率については、傷病者の状態、現場の状況、傷病者の行為によって実施できる状況が異なる。この目標を設定した平成30年においては、59.1%の実績があったため、目標設定が甘いとの認識はない。令和元年度の実績として51.3%と記載してあるが、様式が年度実績を書くことになっているため、年単位で集計すると68.9%となっている。毎年事案が異なり、高い年と低い年があるが、設定した目標に近づこう、応急手当講習会の参加の呼びかけを増やし、より多くの人に受講してもらい、家族等にバイスタンダーCPRが実施できるように備えてもらう。

- ・コロナ禍での救急活動中感染に不安を覚えたことはなかったか。

消防署：平成2年3月から国としての指示が、未知のウイルスであるため定まっていない状況があった。現場も負担を大きく感じている。消防本部においても、感染拡大防止のため、

様々な工夫をしている。救急隊の分散配置や感染防止衣の変更、ゴーグルの装着をいち早く取り入れている。更に、救急隊の負担を軽減するために、午前、午後、夜間の3交代を実施しているが、それでも不安がないとは言えない。保健所や病院との連携を密にして、救急活動に取り組んで来た。今後も第3波が予想されるが、適切な対応をしていきたい。

委員長：消防はエッセンシャルワーカーであり、必要な仕事なので、市民の立場から言えばコロナに罹ると困る。そのために色々なことをやっている。営利とは異なる視点もありながらというところである。

委員：救急救命士の数や認定資格の数は説明で分かったが、バイスタンダーの数値目標であるが、数値目標は自分たちで7割、8割コントロールできるものを上げるべきである。偶発的要素が高いので、目標として適切でないのではと感じたというところである。地道に色々なことをしているということは大切なことではあるが、それはお願いしたいが、この目標設定には疑問である。

委員長：指標としてふさわしいかどうかは以前も申し上げたところで、バイスタンダーでの救命率を指標とするのか難しい部分である。例えば、市民の何%が救命講習を受講したという指標の方がふさわしいのかとも思う。ただ、こうした指標で毎年40人程度はこうした事例があるということがわかるもの大きい。

総務課：この指標は、偶発的要素が強いので、受講率の方が適正と思う。目標設定の際に、最終目標である救命に繋がってほしいという希望が入ってしまったものである。今後はいただいた意見を踏まえて、両面を鑑みながら目標の設定等をしていきたい。

委員長：目標設定の意図はよくわかる。救命率の向上というのは究極の目標である。適切な処置をすれば社会復帰する人も増えるというのはそのとおりである。その辺りも踏まえて、適切な指標について検討してほしいというところである。

委員：救命率の向上によるものについて、病院との連携はあるか。また、出動状況で広域応援体制があると思うが、市外からの要請等はどれ程か。

総務課：病院との連携は、救急救命士の生涯教育に病院実習がある。どこの市町にどのような資格・性格をもった救急救命士がいるかということが、医療機関とは研修を通じて連携できる。また、救急救命士が資格を増やす中で、必要となるのが、医師からの指示の上での行為である。119番の受信時に、キーワードに応じて通信担当が事前管制としてある程度コントロールして、搬送先の病院を絞り、現場滞在時間を短く対応するというのもしている。また、広域連携の応援要請であるが、令和元年度に受援という形で他から応援を受けたものは18件、平成30年は55件で大幅に減少した。他市町へ出動した件数は5件、平成30年は4件で1件増である。

副委員長：昨年度救急救命士の目標を15人としていると聞いたが、その状況の報告を。また、救急救命士の退職について、また、コロナ対策で特に気を付けて対応していることで、我々が承知した方がよいことはあるか。

総務課：救急救命士の現状は、救急救命士の有資格者は令和2年9月1日採用も含め17名

となった。そのうち、運用として、国家試験合格後認定資格を得て、一定の研修を受けて救急隊活動可能となった者が 12 名であり、残りは資格が満たしていなかったり、管理職であり、運用を外れたものということである。退職者は資格を持って入ってきたが、運用前に退職したので、資格認定数に入っていない。コロナ対策は、色々あると思うが、濃厚接触疑いの人、症状や地域の出入りがあるような人は通信指令に伝えることで感染防止になると思う。救急隊も通報内容にコロナの症状がある場合は、1 人が現場に入り換気をするとか、酸素マスクを先にするなど、感染防止を先に活動するように活動の方法も変わってきている。新型コロナウイルス感染症の症状がみられる場合は、通報する家族等が、しっかりとその状況を通信に伝えていただくことが感染防止に有用なのかなと思う。

副委員長：再任用制度で救命士はカバーできるのか。資格を取っても予定された最終運用までいかないうちにも事例があることが予想されるが、考え方としてはどうか。

総務課：再任用職員であるが、今考えられるのが、現場をかなり離れたものが戻って活動することが考えられる。運用の救急救命士は、運用の面でかなり厳しく管理されている。決められた時間数の研修や実務、搬送先病院で処置に対するアドバイスを受領する等細かく義務付けられている。現場を大きく離れた職員がそのレベルまで到達できる対策を図っていけばできると思うが、現実的には技術や年齢、体力的なもので難しいところである。

副委員長：救急救命士の必要性は重要である。現状救急車 3 台と消防車も組み合わせることもある。そうした状況で救急救命士が乗らない状況もでるのか。

総務課：昨年より正式に 3 台運用することになり、必ず救命士を乗せる取組みをしている。現時点では乗らないということはないが、状況によっては載せられないことも考えられる。重篤患者が重なった場合などである。

副委員長：そうすると、15 名の目標で適正なのかということもある。市民が安心できる要素であるので、救急救命士の人数について上を目指した形で再考して欲しい。

委員長：救急救命士の数というと 15 人という数値が適正かどうかであり、中々届かない状況がある。現状で 12 名であるものを、15 名を目標として挙げるということを目標でよいかなということもある。職員にも休暇があるので、人員の充実が必要という意見も昨年はあった。

健康課から資料に基づき下記について説明があった。

## 27 がん検診等のセット受診の導入

(事前に提出された・質問について)

- ・年度目標に子宮頸がん検診受診率を掲げているが、令和元年度実績では数値目標から大きく乖離している。主な原因は何か。

健康課：子宮がん検診については、国は 50% の目標を設定しているため、年度目標は 40% の目標とした。現状は、殆どの市町村が国の目標には遠く及ばず、例えば、平成 30 年度における愛知県内の市町村の平均は 16.2% である。岩倉市は 17.8% であった。

## 49 がん検診申込機会の拡大

委員長：新型コロナウイルス感染症に対する対応はどうか。

健康課：新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から集団検診の申込みだったが、感染拡大の状況で集団検診の申込みは延期した。秋に実施する際に、8月に集団検診の申込み開始を予定していたが、医師会にも相談し、集団検診については全面中止とした。岩倉市の場合は医療機関での個別検診もしており、個別検診でがん検診もできる設定になっているので、市内の医療機関で受診するよう案内している。

委員長：集団検診は今年は無いというところだが、どうか。

委員：がん検診の受診機会の拡大については、基本的には市内の医療機関ということである。例えば市外の病院へ拡大することは難しいのか。

健康課：現在、個別の検診は市の医師会に相談の上行っている。市外で行う場合は、医師会との相談も必要になるので、今現在では市外での個別検診は難しい状況である。

委員：個別検診は病院との協定となるのか。

健康課：委託となる。

委員長：国の目標が高いというところがあるということである。

委員：受診率の問題は、市民の意識の問題と手軽に受けられないという手段の問題でもある。医者に行くという市民の意識が高くないというところでもある。であるから機会を増やすというところであると思い、市外の病院でも受診できるようにとも思った。会社に勤めている人は会社で受診するのでそうした人の数値は反映されない。市民と言いつつ、対象者は限られている。国民健康保険ないしは保険の扶養者の人が対象となるのだらうと思う。母数はどのあたりにあるのかというのも疑問であった。

委員長：数値も母数によって変わるというところもある。

委員：がん検診の申込み方法は保健センターに行かなくてはならないのか。

健康課：窓口申込開始後に電話申込が開始されている。大腸、肺がん検診以外は電話検診ができる。ただ、新型コロナウイルス感染症対策として、電話検診ができなかったものも電話検診できるようにしてはという検討はしている。

委員：胃がんの検診を一緒にするという工夫もしていると思うが、検診で病院に行くのは分かるが、申込みのために施設に行くのが疑問である。メールで資料を送るなど、入口を気楽にすると受診率が上がると思う。

健康課：日程調整があることと、インターネットは個人情報の入力が多く、その保護の観点で難しいということになった。電話申し込みについては、大腸、肺がん、子宮がんの個別以外は電話で可能である。その他は電話1本で可能なようにしている。

委員長：インターネットを使うときの個人情報の取扱いについては、市役所は非常に慎重である。病気に関することについては特にである。それは正解かもしれないが、受診機会の拡大という意味では、1度検討し、断念はしているが、技術の発達も踏まえつつ、もう1度検討しても良いものと思う。

委員：がん検診の受診年代はどうか。

健康課：若い世代は低い。50代後半、60代以降が高い。

委員：機会の拡大というところでは、集まるところでやらないといけない。乳がん、子宮頸がんなど、バスで検診可能であるなら、若い人に向けて保育園等に出向くなどの工夫が必要であるのかとも思う。来年以降の集団検診として検討して欲しい。

健康課：周知はとても大事なので、あらゆる機会を実施していかなくてはならない。

会計課から資料に基づき下記について説明があった。

## 20 支給物品等の消耗品購入費の削減

（事前に提出された・質問について）

- ・コスト意識を徹底したにもかかわらず、令和元年度の実績額が前年度より増えたのは、単純に支給物品の数が増えたのか、それとも数は減っているが、値が張るものが多かったのか。

会計課：種類が多岐にわたるため、個数での統計はとっていないが、金額ベースでは職員1人当たり3,113円、13円の増となってしまう。値段が高い支給物品が出たというものでなく、通常の増減の範囲と考えている。

- ・コピー用紙は、WEB会議や電子稟議・電子承認により削減が可能と思う。例えばゼロックスのドキュワークスというソフトを使っているが、WORD、EXCEL、PDF、写真データなどを一括でまとめられ、電子印も捺印できるので、ほとんどの文書や決裁稟議はペーパーレスで行っている。そのようなシステムの導入を推進してみてもいいのではないか。

会計課：当市においては平成30年度から電子決裁を導入し、ドキュワークスについても一部の端末に導入している。電子印を利用したドキュワークスによる決裁は導入していない。

- ・再生紙の使用実績を目標にしているが、ペーパーレスを目標としてはどうか。内部会議資料は裏紙とあるが、個人情報保護の観点からも望ましいとは言えず、内部こそPCやプロジェクターで済むのではないか。

会計課：ペーパーレスを目標としてはという提案については、市民が参加する会議や市民への通知、周知、案内文書や啓発チラシ等、市の事務事業の執行上紙の使用は一定程度あるので、完全にペーパーレスは難しいと思う。また、裏面の再利用は個人情報保護の観点から、個人情報が含まれるものはシュレッダーによる処理を行い、外部に出すようなものについては裏面使用をしないことを前提に運用している。デジタル複合機における集合印刷の積極的活用や、両面印刷によって、裏面を利用できる紙を作らないことにも努めている。引き続き用紙の削減に取り組んでいきたい。

委員長：中々目標達成は難しいところだが、今年はコロナの影響で達成できそうというところである。

委員：こういう会議で紙で資料が出てくことに問題があるということである。紙は使わないくらいの号令が必要である。ペーパーレスでも紙で資料を持ちたがる。支給物品は同じ



人が何回も要求するということがあると思う。自分の経験では一度買ったものは何年間かは買わないということもしていた。本人は無駄とっていないので、そこまでしないと減は難しいと思う。一度考えてみて欲しい。

会計課：大量に要求してきたような際には、理由は聞いている。また、疑問を投げかけることもあるし、他の事業で余ったものを使うこともある。なるべく新規のもので買わないで済ませられるものがあればそうする。現状を見ると劇的に減る、増えるということも難しいかなと思う。

委員：指定業者から買うというところを見直すということもしたらどうかと思う。安売りの時に大量に買うというものである。

会計課：こうしたものは単価契約を結んで買っている。今だとインターネットが普及している関係で値段もとても安く買えるものもある。一方で市役所なので、市内業者を保護する必要もある。市内で買えるものは市内で買う事としている。徹底的にやればいくらでもできるが、一定の歯止めをかけたい。

委員：紙であるが、当社でも大量に使っていた。システムを導入し、ウェブ会議で、資料も投影でやっている。会社の指示でもあり、使用数が 30 分の 1 まで減った。劇的なやり方など、根本的に変えていくことも必要かと思う。それをするると紙も相当減る。

委員長：コロナを契機としてという発想はどうか。

総務部長：コロナを契機として、対面での会議を開けなかった。書面でやるが、紙で欲しいという人も一定いるので、劇的には難しい。しかし、庁内の会議から進めていく気持ちはある。

副委員長：議会の状況はどうか。議案書等はどうか。

総務部長：議会でも進めているが、議案書のペーパーレスには至っていない。冊子や告示等で紙で作らなくてはならないものもあり、そうした境目も検討していかななくてはならない。

委員：ペーパーレスについての質問を出したが、紙で欲しいというのも分かるが、会議も紙じゃなくて、パソコンやタブレット等で議事録作って配付することもできる。資料のページもスクリーンに写せばすぐに分かる。利便性を上げるというところに目的を変えないといけない。ペーパーレスよりかはそうした効果を周知しないと意識は変わらないと思う。

委員長：国の動向で変わってくるものもある。

総務部長：国からの通知等で一気に進むのではないかと思う。現状では、枚数が多くても、掲示板に紙で貼りだし、控えを用意しなくてはならないものなどもあるし、条例等の公布は紙で署名、押印が必要なものがある。

委員：電子掲示板にしてもだめか。

総務部長：法令上できない。

監査委員事務局から資料に基づき下記について説明があった。

### 35 指定管理者監査の実施

委員長：令和元年度にふれあいセンターへの監査をして、指定管理者が社会福祉協議会だったから、社会福祉協議会への補助金もあるので、その辺りも監査してということである。今年の監査はどこか。

監査員事務局：総合体育文化センターの指定管理者監査を予定している。民間企業が指定管理者となっているので、補助金の支出はなく、指定管理についての監査となる。

副委員長：指定管理者が増えつつある状況であり、1年度に1施設の監査ではバランスが悪くならないか。監査する先の選定について再考する必要があるのでは。

監査委員事務局：区等の集会施設を除いた5施設の指定管理者について監査を実施することとしている。指定管理期間も5年なので、5年毎に毎年1回監査をすることとしている。今後も増えるかもしれないので、その際には適切に行う事としている。

委員長：5年の指定管理期間で5施設というところである。

行政課：指定管理者制度のところで、指定管理となった施設の利用状況について聞かれていたが、5施設について確認をしたところ、下がっていることは無く、総合体育文化センターについては平成26年の3月から指定管理を開始し、利用者数は増加している。今年度は休館があり、少なくなっている。運営については、アンケートや利用者会議をしているので、そちらを反映して業務を行うこととしている。

委員長：モニタリングに合わせて監査をしているということである。

委員：初歩的な質問だが、監査委員事務局と監査委員の関係はどうか。

監査委員事務局：監査委員事務局は監査委員をトップとした機関である。市の内部機関であるが独立した権限を持っている。今回の指定管理者監査は、監査委員の指示のもと行ったものである。

委員：監査において、評価の内容があって、青少年宿泊施設希望の家について見たところ、満足度がCだった。アンケートを実施し、妥当であったと書いてあったが、実際にはアンケートの返信がなかったようなことも書いてあった。満足度に対する取組方は施設によって統一性がないのではないかと思った。

監査委員事務局：監査は指定管理者監査を実施したところだが、指定管理者は利用者の意見を収集する手段をもつよう義務付けており、それを反映していくということである。

委員：その手段は機能しているのか。

監査委員事務局：施設の特性にあったやり方というところがあるので、その手段も含めて管理期間の中で向上させていくというところである。

行政課：アンケートや利用実績、自主事業等を総合的に判断して満足度を判断しているというところである。

行政課から資料に基づき以下について説明があった。

### 13 使用料、手数料等の適正化

（事前に提出された意見・質問について）

- ・令和元年度の実施効果で「消費税相当分の値上げを実施できた」とあるが、実施日が令和

2年4月1日ならば、「実施の準備ができた」ではないか。

行政課：ご指摘のとおりであるので、修正する。

16 土地開発基金保有土地の適正化

17 公共施設の活用による財源確保

委員長：歳入増をいかに図っていくかに焦点を当てた項目であったが、どうか。

副委員長：土地開発基金は1件の売買が成立したが、この取引は時価での実施か、購入時の価格か。また、発券機の導入にあたり、使用料はもらうのか。

行政課：土地開発基金の売り払い価格は改めて鑑定評価をし、売却した。発券機の設置料については、行政財産の目的外利用として、使用料を請求するものである。

委員長：改めて鑑定評価をした土地については、購入時価格よりは上がったか、下がったか。

行政課：買った価格が9,100円/㎡である。売却価格は24,000円/㎡である。鑑定価格は1㎡1万円程度だが、応札としてそうした価格だった。

委員：用途変更した後に売却したのか。

行政課：売却をした土地は、用途変更の対象外であった。

副委員長：農地として買ったというところである。

委員：手数料、使用料であるが、消費税分の添加であるが、議会承認ということであるが、消費税込みで議会で承認されたのか。普通に考えると消費税抜きで法令で決めておいて、消費税の変更は反映されるようなやり方かと思うが、消費税率の変更があれば賦課できるようなやり方はできないのか。

行政課：そうしたことも考えられたが、施設の維持管理コストについて消費税が上がっているの、その分について使用料に添加するというものである。

委員：税抜きで定めることはできないということか。

副委員長：値上げ率に消費税の上昇を添加したということである。議会への説明として、消費税の上昇による経費の上昇を上乗せした、そういう説明をしたということである。

委員：利用者数の推移の調査は今年は無駄ではないか。

行政課：比較は難しいところである。

委員長：値上げの影響よりコロナの影響が大きい。コロナの影響を考えるべきである。

副委員長：コロナの影響で利用人数の制限もかけられている。今年の比較は難しい。

委員：この行政経営プランについても、来年度については、令和2年度分について今年と同じにやるのではなく、コロナの影響を考慮して、コンパクトに実施するべきであると思う。

行政課：来年度の実施方法について検討中であるので、反映させていきたい。

行政課から資料に基づき下記について説明があった。

19 将来にも責任ある計画的な予算編成

22 広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供

(事前に提出された意見・質問について)

- ・令和元年度の実施効果に「市民等にわかりやすく周知することができた」とあるが、わかりやすかったかどうかを判断するのは、作り手である市ではなく、読み手である市民等だと思うが、具体的に何を根拠に「わかりやすい」と言っているか。

行政課：広報等のお知らせについては、グラフ類や前年度との比較、財政用語の解説を交えながら報告しているところである。岩倉市の財政を1か月の家計簿に置き換えたり、できるだけわかりやすくを念頭に置きながら作成している。そういった意味でわかりやすいという書き方をしたが、市民の皆様からわかりやすいという言葉をもらった訳ではないので、言葉としては適切ではなかったかと思う。

- ・財政情報は量が多すぎるので、広くまんべんなく説明するよりも、例えば決算の報告であれば、予算額と大きく乖離している科目（項目）に限るなど、ポイントを絞って報告した方が良いのではないか。

行政課：広報は限られた紙面になるので、財政は全体像を伝えることを念頭においているので、詳細についてはホームページを活用している現状である。ポイントを絞っての報告については、ホームページにおいては、掲載している主要成果報告書で細かく書いており、予算、決算、執行率、内容等について詳細を記載している。条例で公表することが決まっているものがあるので、それらを公表した上でどう伝えていくかという点については引き続き考えていきたいところである。

- ・財政のスケール感が市民には分かりづらいのではないか。財政指標や類似団体との比較を掲載すれば、より想像し易いのではないか。

行政課：県平均、全国自治体平均との比較は、広報の限られたスペースではあるが、掲載している。類似団体との比較は掲載できていないので、ホームページを活用しながら財政情報としてどのように公表できるか検討していきたい。

## 23 市債残高の削減

（事前に提出された意見・質問について）

- ・学校へのエアコン設置が臨時出費とあるが、その風潮は数年前から全国的にあった。先進的自治体の取り組みなどを参考に今後必要となるであろう大型の歳出項目を割り出して少しづつ取り組めば市債増につながらないのではないか。

行政課：市の大型事業については、3か年の実施計画の中で検討している。国、県の動向、社会情勢を鑑みながら検討している。その中で、市債を発行するのか、基金を使うのか等を踏まえて検討している。学校へのエアコン設置は、平成30年度の国の補正予算に伴う補助金の計上に先立ち実施する事業であった。元来令和元年度に実施するものだったが、平成30年12月議会に補正予算を計上し、実施していた。工期の関係で令和元年度に繰越したので、分かりづらくなっている。こうした事情もあり、市債残高の減少を目指したが、達成できなかった。

## 37 公共施設の最適な配置

委員：広報の財政関係の記載について、量が多い。予算は全体を簡単に説明し、決算については、予算どおり消化したものはよく、予算から乖離したもののみを書いてはどうか。次に、わかりやすくという考えで抽象的に書いているが、検証においては抽象的に書かれてもできないので、具体的な表現をするよう努めてほしい。

行政課：全体像をお知らせするというのを念頭において紙面を作成しているが、意見のあったポイントを絞った広報についても検討していく。

副委員長：起債の関係だが、市民1人当たりの県下の市債の状況、他市町と比較してあるのか。

総務部長：岩倉の財政という冊子の中にはある。

副委員長：資料にある、市民1人当たりの市債残高 394,000 円は、一般会計でか。

行政課：全体である。平成 30 年度決算では、242,615 円が一般会計における市民1人当たりの市債残高であり、県内 22 位である。

委員長：以上であれば審議はここまでとする。何かあれば改めて事務局へ寄せていただければと思う。今後の進め方についてはどうか。

行政課：最終的には委員長、副委員長から市長に報告書を提出してもらうが、その間に各委員から意見をいただく。まずは報告書の案を作り、それを全委員に確認してもらう。

委員長：目途はどのあたりか。来年度の予算編成に間に合うように例年やっていたが、どうか。

行政課：予算編成には反映させる。報告は、11 月上旬を目途にする。

委員長：委員長と副委員長で報告書を見て、委員の方々にも確認してもらう。今後1週間くらいのところで、他に意見があれば、事務局に伝えてほしい。

行政課：行政経営プランについては、今年度までの計画期間である。今後の行政改革の在り方については、第5次の総合計画と合わせて行政改革を検討しているところである。方向性が決まり次第委員の皆様へ報告させてもらう。

委員長：行政経営プランの第2期は今年度で終わり、来年度は令和2年度の評価である。この評価は、新型コロナウイルス感染症の影響による財政状況の悪化等も踏まえて、今までの評価の仕方とは変更しなければならない。

(12 時 5 分終了)